

<u>とき</u>5月12日 (sun) 10:00~12:00

そうごうしゃかいきょういくせんたーしちょうかくしつ 総合社会教育センター視聴覚室

◆ごみの捨て方をゲームで学びます。 内容・◆ごみを使って工作をします。

料金 無料 (Free)

申し込み 右の二次元コードから ^{もう} 申し込みをしてください。



しゃくしょしみんきょうどうか ないせん 間 市役所市民協働課 (内線 433)

蟹紅警察署からのお知らせ 🕰

市内犯罪発生状況(令和5年12月)暫定値

校区	弥生	桜	日の出	栄南	大藤	白鳥	十四山東部	十四山西部
侵入盗	0	1	0	0	0	0	0	0
特殊詐欺	0	0	0	0	1	0	0	0
自動車盗	0	0	0	0	0	0	0	0
車上ねらい	0	0	0	0	0	0	0	1
部品ねらい	0	0	0	1	0	0	0	0
自転車盗	2	1	0	0	1	0	0	0
自販機ねらい	0	0	0	0	2	0	0	0
ひったくり	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗	0	0	0	0	0	0	0	0

市内犯罪発生状況(1月)暫定値

1-1 330 X 70 = 1 X 70 X											
校区	弥生	桜	日の出	栄南	大藤	白鳥	十四山東部	十四山西部			
侵入盗	0	0	0	0	0	0	0	0			
特殊詐欺	0	0	1	0	0	1	0	0			
自動車盗	0	0	0	1	0	0	0	0			
車上ねらい	0	0	1	0	0	0	0	0			
部品ねらい	1	0	4	0	0	0	0	3			
自転車盗	2	1	0	0	1	0	0	0			
自販機ねらい	0	0	0	0	0	0	0	0			
ひったくり	0	0	0	0	0	0	0	0			
強盗	0	0	0	0	0	0	0	0			

1 月中、市内では自動車のナンバープレートが盗まれる"部品ねらい"が連続発生しました。盗まれたナ ンバープレートは窃盗グループが悪用します。現在、蟹江署では、管内居住の方にナンバープレートの盗難 防止ネジを無償配布しています。詳細は生活安全係までお問い合わせください。

問 蟹江警察署 ☎95-0110 市役所市民協働課(内線 432)

国民年金からのお知らせ

学生納付特例制度のご案内 ~学生の方へ~

国民年金は、20歳以上であれば、学生の方も、国民年金保険料を納付しなければなりません。しか しご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があ

- *日本年金機構から学生納付特例申請のハガキが届いている方は、ハガキによる申請をお願いします。
- *申請の審査結果は、日本年金機構から本人に通知されます。

◆対象者

前年所得が 128 万円以下である 20 歳以上の学生

(大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する学生など) ※各種学校その他の教育施設については、個別に定められています。

◆必要書類

- ・基礎年金番号の分かるものまたはマイナンバー(注)
- ・学生証または在学証明書(在学証明書は原本が必要です)
- ・退職(失業)し学生になった場合は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証

(注)マイナンバーにより申請を行う場合は以下の書類が必須です。

- ・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類(通知カードまたはマイナンバーの表 示がある住民票)
- ・身元確認書類(運転免許証、パスポート、在留カードなど)

◆申請できる期間

- ・20 歳以上の学生である期間のうち、過去期間は申請時点の2年1カ月前から(すでに保険料を納 付した月を除く) 将来期間は年度末まで申請できます。
- ・1枚の申請書につき1年度分(4月から翌年3月まで)の申請となります。 過去の年度分も申請する場合は、申請年度ごとの申請書の提出をお願いします。

令和6年度分の申請は、4月1日(月)から受け付けを開始します。

◆申請先

- · 市役所保険年金課
- · 十四山支所
- · 中村年金事務所国民年金課

<追納のご案内>

学生納付特例制度は、保険料の納付義務を猶予するためのものです。将来受け取る年金額を増額 させるためにも、追納をお勧めします。

- ①免除が承認された期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反 映されません。(カラ期間として扱われます)
- ②10 年間に限り追納することができます。(追納した期間は保険料納付済み期間として年金額に反 映されます)
- ③学生納付特例を受けた 3 年度日以降追納する場合は、当時の保険料に加算額が上乗せされます。
- ④追納保険料には、□座振替はご利用できません。 追納にはお申し込みが必要です。詳細は、年金事務所へお問い合わせください。
- 問中村年金事務所 国民年金課 名古屋市中村区太閤一丁目 19番 46号
- ☎(052)453-7200 自動音声案内「2」を押した後、もう一度「2」を押してください。 市役所保険年金課(内線 125)